

宮城地方最低賃金審議会意見陳述全文

2002年7月16日

遠藤秋雄(宮城県労連常任幹事・宮城一般書記長)

全労連・全国一般宮城一般労働組合の書記長をしている遠藤でございます。また、宮城県労連の常任幹事も兼務しています。私の労働運動の体験を通して、現行地域最低賃金のあり方、考え方、について意見を述べさせていただきます。

宮城の地域最低賃金は、私たちの「最低生活体験」でも再三指摘していますが、生命維持の視点からも、生計費をカバーするものとしてはかけ離れたものになっています。

小泉内閣も財界も「デフレ阻止」をかかげていますが、残念ながら、3年連続で消費者物価が下落しています。物価が下がれば生活が楽になるといわれていますが、今日の事態は価格を下げて物売れないどころか、物価の下落をはるかに上回る規模で所得が減り、消費支出が減っている訳であり、暮らしは厳しくなり、生産規模も縮小し、日本経済は深刻な不況の中でもがいています。

今年も日本の財界・経済団体は、春闘対策の有力な根拠として「国際競争力の低下は、賃金の高コスト構造」にあると一貫して強調しています。しかし、「日本の賃金は世界一」というのはまったくの虚構です。為替レートで換算し、購買力平価で比較すれば、日本を100とすればアメリカ143、ドイツ173、フランス128と明らかに日本は低水準になっています。

また、先進国の賃金(製造業の1時間当たり賃金)を1985年～1999年の伸び率で見ると日本は、1.49倍、アメリカ1.61倍、英国1.62倍、ドイツ1.77倍、フランス1.84倍でもっとも賃金が低く抑えられています。長時間・過密労働とあわせて「国際競争力」ではアメリカに次いで第2位となっていながら、賃金では後進国となっています。

本来、最低賃金とは、労働組合に加入していない底辺の労働者の賃金を引き上げること、及び標準的労働者との賃金格差を是正することが目的であり、現状の最低賃金では、底上げどころか格差解消にもほど遠い内容となっています。とりわけ、1978年に「目安」制度が導入されて以降、全国四ランクに分類され各県ごとにバラバラに分断され、地域格差が固定化されています。

私たちは、別紙の通りパートの時給調査を毎年行っています。調査のなかでパートの皆さんから「時給が下げられている、何とかならないか」「パートなのに働かせ方がひどすぎる」と悲痛な声が届けられています。民間の調査機関である産業労働総合研究所の調査によるとパートの平均時給は99年から2000年の1年で35円も引き下がっています。今の時代、不況を理由にすれば何でも有りが横行しています。経営者の主張も理解できる主張もあります。私は、ビル管理・清掃の団交に出席しますが、特に問題なのは、官公庁の委託契約価格が著しく低くて労務費が宮城の最低賃金もはるかに下回る中身の契約がまかり通っています。身を削っても仕事確保に奔走する中小企業の悲哀をかいまみることができます。私たちの調査では、仙台市の本庁舎のビル清掃の時給は650円になっています。私たちの組合では時給が780円と高いので競争入札では当然排除されています。中小の経営者が公正・公平な入札を希望し、問題視するのは良く理解できます。官公庁の委託契約に「最低制限価格制度」を厳格に適用させる必要があります。

次に現行の最低賃金が、厚生労働省が最低生計費として決めている「生活保護基準」より低いことが問題になっています。宮城の場合、生活保護基準18才・独身119000円に対して、現行地域最賃108500円(日額×22日計算)から税金・社会保険料等を差引

くと可処分所得は87000円となり、宮城の最賃が約32000円と実際に低くなっています。パート・派遣などの不安定労働者は、急速に増え続け、正規労働者の3名に1名以上となっています。現行の生活保護基準は、不十分でも憲法25条を勘案した最低生活費です。この議論は、昨年3月の参議院本会議で問題にされています。1970年代は、最低賃金が生活保護費より上回っていましたが、1980年以降逆転しています。この問題では、坂口厚生労働大臣も「生活保護費より低い水準は、検討したい」と答弁しています。本委員会においても抜本的見直し等の意見書を政府に求めることが必要と考えます。

尚、参考までに、1999年の一般女性労働者とパートの賃金格差は、100対56となっており、賞与等を含めるともっと格差が拡大しています。EUなどの先進国の賃金格差は、ほぼ80%水準であり日本の異常ぶりは際立っています。

私は、次に最賃法3条の賃金の原則について触れさせていただきます。3つの構成要件がありますが、なによりも生計費原則を強調する必要があります。「生計費」原則は国際的基準でも明確です。ILO条約・勧告でも「労働者が適当な生活水準を維持すること」(30号勧告)「労働者及び家族の必要」(135号勧告)「生計費」(131号条約、135号勧告)と最賃決定の重要な基準となっています。日本のように、「類似の労働者」「事業の支払い能力」などを加味する国はないのです。EUでは、中小企業や小人数企業で「支払い能力」問題は当然ありますが、助成・補助で公正な競争を促進しています。この点からも私は、全国一律最低賃金法が政府によって法制化される必要があると考えています。最低生活保障賃金が、あらゆる福祉・社会保障に、すべての取引企業の労務単価に反映される必要があります。ますます重要になっています。

最後に、中賃が、現行の日額・時間額併用方式から時間額単独方式への一本化が確認されていますが、私は大反対です。時短一本化は、例えばジャスコのパートのように労働時間を4時間から3時間に少なくする方式がとられています。日額で減額することなのです。サービス業でも同じ方式が増えています。いま、宮城一般のパート職場でも母子家庭が多くて、職場の移動労働がダブルスタンダードやトリプルと過密になっています。4時間パートで収入が低いため、掛け持ちで働いているのです。以前から私たちは、月額収入を明記すべきと主張してきました。不安定雇用労働者が増大する今日、最低賃金決定が県民の注目を集めています。かつて総評時代には、宮城一般の委員長が20年以上も最賃審議委員としてかわってきました。現在、宮城一般からパートの布間きみよ氏を推薦してきましたが、12年以上も排除されています。企業の枠をこえて県内中小企業の点在する労働者を組織している組合は全国一般労働組合だけだと自負しています。公正・公平な任命に宮城労働局長は努力する必要があることを申し添え、意見陳述といたします。

以上